

■乳幼児健診と健康相談 圏保健医療センター☎77・1133。

▶場所 同センター (記載のあるものを除く)

| 区分 | 月日 | 受付時間 | 対象など |
|------------|---|------------|------------------------------|
| 8～10か月児健診 | 生後8～11か月未満。場所は委託医療機関 (市ホームページに一覧あり) | | |
| 1歳6か月児内科健診 | 1歳6か月～1歳11か月未満。場所は委託医療機関 (市ホームページに一覧あり) | | |
| 4～5か月児健診 | 5月11日(木) | 13時～13時20分 | 28年12月生まれ |
| | 5月25日(木) | | |
| 1歳6か月児歯科健診 | 5月18日(木) | 9時～9時30分 | 27年10月生まれ |
| | 6月15日(木) | | 27年11月生まれ |
| 2歳児歯科健診 | 5月11日(木) | 9時～9時20分 | 27年5月生まれ |
| | 6月22日(木) | | 27年6月生まれ |
| 3歳6か月児健診 | 5月18日(木) | 13時～13時30分 | 25年10月生まれ |
| | 6月15日(木) | | 25年11月生まれ |
| 1歳児歯科育児相談 | 5月12日(金) | 9時～9時20分 | 28年4月生まれ |
| | 6月2日(金) | | 28年5月生まれ |
| 子ども健康相談 | 5月9日(火) | 9時30分～11時 | 育児相談を希望の方 予約制 母子健康手帳持参 |
| | 5月24日(水) | | |

■献血に協力を

5月11日(木)10時～12時・13時～16時、市役所公用車駐車場。病気やけがなどで輸血が必要な患者のために、400ml献血に協力してください。圏保健医療センター☎77・1133。



■糖尿病予防教室

5月23日(火)、6月1日(木)9時30分～11時30分、6月7日(水)か9日(金)9時30分～13時、保健医療センター (全3回)。糖尿病予防の講義と運動の実技、調理実習。40歳以上

で、糖尿病の心配があり食事・運動療法が必要か関心のある方対象。定員40人(申込順)。圏500円。圏5月8日から同センター☎77・1133。

■幼児無料歯科健診

6月8日(木)9時30分・10時・10時30分・11時、保健医療センター。フッ素塗布と矯正相談もあり。2歳～就学前の幼児対象。母子健康手帳持参。定員各30人(申込順)。国(社)大和歯科医師会。圏5月2日から同センター☎77・1133。



質や生産性の向上を目指す

新たな行政改革大綱を策定

新たな行政改革大綱「経営戦略革新プラン2017」を策定しました。

1 策定の趣旨

これまで3回にわたり行政改革大綱を策定し、改革に取り組んできましたが、超高齢化に伴う社会保障費



の増大や、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少、老朽化が進行する公共施設の更新問題など、社会環境は一層厳しさを増しています。同プラン2017は、本市の行政経営をさらに推進するため、今後の行政のあり方や方向性を示す指針として策定したものです。これまでの行政改革大綱における取り組みを維持しつつも、見直すべきところは見直していくため、「継

2 基本理念

本市が将来に向け持続可能な都市となるために、これまで以上に活力と魅力を高めることが求められることから、「活力と魅力に満ちた持続可能な都市づくり」を基本理念として掲げています。経営の主要な要

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法の施行により、さまざまな事

素である「ヒト(職員)」「モノ(市有施設)」「カネ(財政)」を大綱の柱とし、それぞれの柱に重点目標と重要指標を定め、改革に取り組んでいきます。

- ヒト(職員)の改革
 - ・重点目標「自ら考え動く職員を育成します」
 - ・重要指標「生産性を高めることで時間外勤務を7%削減します」
- モノ(市有施設)の改革
 - ・重点目標「経営資源(公共施設)を有効に活用します」
 - ・重要指標「公共施設を有効活用し財源を確保するとともに、具体的な統廃合に着手します」
- カネ(財政)の改革
 - ・重点目標「持続可能な財政基盤を構築します」
 - ・重要指標「経常収支比率93%以下を目指します」

情で経済的に困っている方を対象に次の事業を実施しています。相談は毎週月～金曜日(土・日曜日、祝日を除く)の8時30分～12時15分・13時～17時、福祉総務課へ直接。

圏同課☎70・5624。

自立相談支援事業

市内在住で、経済的に困っている方を対象に、就労やその他の自立に関する相談支援、事業利用のための支援プランなどの作成を行います。

住居確保給付金の支給

所得が一定基準以下などの要件に該当し、離職などにより住宅を失った方か失う恐れのある方を対象に、有期で家賃相当額の支給を行います。

学習支援事業

生活困窮世帯(就学援助受給世帯など)の中学生を対象に、学習支援、居場所の提供、進路相談などを行います。

| 相談の名称 (相談無料) | 日時 (祝日・振替休日の閉庁日は除く)・相談内容など | 問い合わせ |
|---|---|------------------|
| 法律相談 (弁護士) | 2日(火)・10日・17日・24日・31日の各水曜日13時～16時30分 (予約は前週の相談日8時30分から) | 市民課☎70・5605 |
| 夜間法律相談 (弁護士) | 11日・25日の各木曜日18時～20時30分 (予約は前週の木曜日8時30分から) | |
| 司法書士相談 (司法書士) | 16日(火)13時～16時。不動産登記、成年後見人の手続きなどに関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分から) | |
| 行政書士相談 (行政書士) | 1日(月)13時～16時。官公庁に提出する書類作成に関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分から) | |
| 不動産相談 (専門相談員) | 15日(月)13時～16時。不動産に関する事 (予約は1か月前の相談日8時30分から) | |
| 子育て相談 (専門相談員) | 毎週月～金曜日9時15分～12時15分・13時～17時。子育ての悩み、児童虐待について (電話可) | 子育て支援課☎70・5664 |
| 障がい児者相談 (専門相談員) | 毎週月～金曜日10時～15時。障がい児者の生活全般について | 障がい福祉課☎70・5623 |
| 障がい者就労相談 (専門相談員) | 毎週火曜日10時～15時。障がい者の就労のための生活相談、面接同行、家庭訪問など | 保健医療センター☎77・1133 |
| 成人健康相談 | 10日(水)・23日(火)9時30分～11時45分。生活習慣病などの相談。骨密度測定もあり | |
| 保健師による心の健康相談 | 25日(木)10時～11時30分。心の健康相談 | 高齢介護課☎70・5633 |
| 聴覚相談 | 25日(木)9時～11時30分。聴覚チェックと聞こえの相談。40歳以上の方対象 | |
| シニアあったか相談 (専門相談員) | 毎週月～金曜日8時30分～17時。1人暮らし高齢者の心配事などについて | 市民課☎70・5605 |
| DV専門相談 (専門相談員) | 毎週月～金曜日13時～17時。配偶者などからの暴力について | |
| 行政相談 (行政相談委員) | 8日(月)13時～16時。国などの行政に関する意見や苦情 | 子育て支援課☎70・5615 |
| 人権身上相談 (人権擁護委員) | 8日(月)13時～16時、307会議室。近隣トラブル、いじめ、暴力など | |
| 保育入所相談 (保育コンシェルジュ) | 毎週月～金曜日9時～12時15分・13時～16時。保育所ほか子どもの預け先など | 保健医療センター☎77・1133 |
| いきいき健康・食事相談 | 毎週月～金曜日8時30分～12時15分・13時～17時。健康・栄養・酒害相談など | |
| 高齢者ヘルスアップ相談 | 8日(月)10時～11時30分、高齢者福祉会館。健康相談、心の健康相談 | 消費生活センター☎70・3335 |
| 消費生活相談 (専門相談員) | 毎週月・火・木・金曜日10時～12時・13時～16時。訪問販売・商品のトラブルなど (電話可) | |
| 教育相談 | 毎週月～金曜日8時30分～17時。子どもの教育・生活に関する心配事、悩みなど | 教育研究所☎79・0222 |
| 青少年相談 (☎9940@city.ayase.kanagawa.jpでも可) | 毎週月～金曜日9時～17時。子ども・若者(中学卒業～29歳)の悩み、非行、ひきこもりなど | 青少年相談室☎77・7830 |
| こどもなんでも相談 | 毎週月～金曜日8時30分～17時。心身に障がいのある乳幼児について | もみの木園☎76・6770 |